「草津市地球温暖化防止市民運動」の愛称およびロゴマークの使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、草津市地球温暖化防止市民運動(以下「市民運動」という。)に参加する市民・事業者・団体等(以下「協定者」という。)が、自己の参加を示し、地球温暖化防止を推進するために市民運動の愛称およびロゴマーク(以下「ロゴ等」という。)を使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用期間)

第2条 協定者は、市民運動に参加している期間、ロゴ等を無償で使用できるものとする。

(使用範囲)

- 第3条 協定者は、市が別に定める「ロゴ等使用ガイドライン」に従い、ロゴ等を自由に 使用することができる。ただし、次のような使用をすることはできない。
  - (1) 政治、思想、宗教、募金等の活動に使用すること
  - (2) 法令や公序良俗に反する方法で使用すること
  - (3) 特定の個人または団体の売名に使用すること
  - (4) 提供する商品またはサービス(以下「商品等」という。)の品質を担保・証明する ものとして使用すること
  - (5) 商品等、商品等の個装、商品等の値札など、個々の商品等が特定されるものに使用すること
  - (6) その他、市が適当でないと判断する方法で使用すること

(使用届)

- 第5条 ロゴ等を使用しようとする者は、使用届(別記様式)によりあらかじめ市に届出 なければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。
  - (1) 報道機関が報道の目的に使用する場合
  - (2) その他、市が使用を認める場合

(使用差止)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合、市はロゴ等の使用を差し止めることができる。
  - (1) 使用者が、この要領に定める事項に違反した場合
  - (2) 使用届の記載事項に虚偽があることが判明した場合
  - (3) その他、市が適当でないと認めた場合

(細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。